

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年度分の事後評価結果に基づき、平成18事業年度分助成事業の選定方針に「団体の実施体制から見た事業計画の妥当性」、「他団体や行政、専門職等との適切な連携」等に留意して選定することを盛り込むとともに、平成19事業年度分助成事業の募集要領等について、「地域資源との連携やその活用」、「利用者本位の取組み」等を推進する観点からの見直しを図ることとした。 さらに、事業評価の項目について、ヒアリング評価と書面評価との比較が容易になるよう自己評価様式の見直しを行ったほか、評価項目のあり方及び評価基準の改善に向けて、2年間の成果と課題を踏まえつつヒアリング評価表の見直しを図った。この結果、自己評価とヒアリング評価表の評価項目及び評価基準の統一化が図られた。 ○ このように、平成16年度分の事後評価の成果は、平成18年度分の助成事業選定に反映され、適切な資源配分の推進が図られた。また、平成19年度分の助成事業の募集にも同様に反映していくこととしている。 <p>【民間助成団体との意見交換等】 #74</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成先の団体に対する事務指導やヒアリング評価を活用し、助成ニーズ等の把握に努めた。 また、（財）助成財団センター、日本財団及び中央共同募金会との間で各団体の抱える課題、今後の改善点や民間福祉活動に対する支援のあり方等について意見交換（合計4回）を行い、連携の強化と情報の共有化を図ることができた。 <p>【調査研究の実施】 #75</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成14年度及び15年度助成事業の事後評価により、特に優れた事業と認められた事業等を対象にして、効果的な助成のあり方について分析を行い、「優良助成事業例の特性から見た効果的な助成のあり方に関する調査研究報告書」を取りまとめることができた。 	
--	--	--

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績																				
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>4 退職手当共済事業</p> <p>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>4 退職手当共済事業</p> <p>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>4 退職手当共済事業</p> <p>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>また、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。以下「共済法」という。）の改正に伴う事務取扱の変更等の準備を進める。</p> <p>なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成17事業年度 変更後予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>661,065人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>70,411人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>83,699,088千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>42,300円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成17事業年度 変更後予定額	4月1日現在の被共済職員数	661,065人	退職手当金支給者数	70,411人	退職手当金支給額	83,699,088千円	単位掛金額	42,300円	<p>4 退職手当共済事業</p> <p>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>また、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。以下「共済法」という。）の改正に伴う事務取扱の変更等を行った。</p> <p>なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成17事業年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>661,065人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>71,023人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>83,699,088千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>42,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 退職手当金の支給者数及び支給額は、当初計画では、58,845人、68,325,229千円であったが、国の補正予算成立（平成18年2月3日）に伴い、70,411人、83,699,088千円に年度計画を変更している。</p>	区分	平成17事業年度 (実績)	4月1日現在の被共済職員数	661,065人	退職手当金支給者数	71,023人	退職手当金支給額	83,699,088千円	単位掛金額	42,300円
区分	平成17事業年度 変更後予定額																						
4月1日現在の被共済職員数	661,065人																						
退職手当金支給者数	70,411人																						
退職手当金支給額	83,699,088千円																						
単位掛金額	42,300円																						
区分	平成17事業年度 (実績)																						
4月1日現在の被共済職員数	661,065人																						
退職手当金支給者数	71,023人																						
退職手当金支給額	83,699,088千円																						
単位掛金額	42,300円																						
<p>業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均所要期間を中期目標期間中に75日以内に短縮すること。</p>	<p>業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図るとともに、掛金等の給付財源が早期に確保できるよう必要な措置を講ずることによって、請求書の受付から給付までの平均所要期間に関する中期目標を達成する。</p>	<p>業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 受付から給付までの期間を短縮するため、次のことを実施する。</p> <p>(ア) 国庫補助金等の退職手当金支給に必要な資金について、請求の動向に対応し迅速に支払いが出来るよう、国及び都道府県とも調整を図り、その確保に努める。</p> <p>(イ) 請求書の審査事務について、更に簡素化を進める。</p>	<p>【平均支給期間】 #76</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 請求件数の増加に対応するため、事務処理方法を改善したことにより、書類審査に要した日数を平成16年度の51.7日から36.9日に14.8日間短縮した。 ○ しかしながら、退職手当金の平均支給期間については、次の理由により資金調達が遅延したことから84.2日（前年度101.7日）となった。 																				

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
イ 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での負担の軽減に努めること。	イ 提出書類の簡素化、提出書類の作成支援を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。	<p>イ ホームページ上で、退職手当金請求書・被共済職員退職届（以下「請求書・退職届」という。）の作成支援をするシステムの運用を開始する。</p> <p>また、提出書類の簡素化の観点から、記載内容の見直しを実施する。</p>	<p>① 請求件数の増加により当初予算では給付財源が大幅に不足したが、追加財源の措置について、国庫補助金補正予算の成立（平成18年2月）を待たなければならなかったこと</p> <p>② 都道府県補助金に係る単位金額が引き上げられたため、同補助金の納付が年度後半にずれたこと</p> <p>（添付資料：21）</p> <p>【請求書等作成支援システムの提供】 #77</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「退職手当金請求書・被共済職員退職届」の記入漏れや記入ミスを防ぐために、表計算ソフトを利用（ダウンロード）して届書を作成するための支援システムを、平成17年5月24日に機構ホームページに掲載し、同サービスの提供を開始した ○ また、共済法改正に伴う支給乗率、届出様式の改正に対応するため、退職届入力補助システムの修正を行い、平成18年3月27日に機構ホームページに掲載した。 <p>【提出書類の見直し】 #78</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共済法の改正に合わせて、利用者の事務負担の軽減の観点から、以下のとおり届出様式の改正等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 申請・届出の事由ごとに細分化されていた様式ができる限り大括りで集約し、まとめて申請・届出ができるようにした。 b 届出の際の提出書類の廃止、記載事項の簡素化を行った。
ウ 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。	ウ 年次計画を定め、順次業務委託先を通じて、共済契約者の事務担当者に対する実務者研修を実施することとし、研修会開催が困難な業務委託先には、現地における事務指導を行う機会を設けるなど全都道府県において共済契約者の事務担当者に研修の機会を提供する。	<p>ウ すべての業務委託契約者（都道府県社会福祉協議会等）を対象とした事務打合会を実施することとし、共済法改正に伴う事務取扱の変更等に支障がないよう周知を図る。</p> <p>また、約30都道府県において開催される共済契約者の事務担当者に対する実務研修会（都道府県社会福祉協議会等主催）に赴き指導とともに、請求書・退職届の記載誤りが多い共済契約者について、個別に指導する。</p> <p>なお、直近5年間において実務研修会を開催していない業務委託契約先を訪問し、個別に事務指導を行う。</p>	<p>【業務指導等の強化】 #79</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共済法改正による事務取扱の変更内容を周知徹底するため、平成17年10月及び平成18年2月にすべての業務委託契約者（都道府県社会福祉協議会等）を対象に、事務打合会を開催した。 ○ また、業務委託契約者（都道府県社会福祉協議会等）の主催する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会（全都道府県において延べ67回開催）の全てに、機構の職員が赴き、共済法改正による事務取扱手続きや、請求書・退職届の記載誤りが多い事項等について必要な指導を行った。 なお、全都道府県において実務研修会が開催されたことから、個別の事務指導を実施する必要がなくなった。

評価の視点	自己評定 A (理由及び特記事項)	評価項目 10	評 定 A
<ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期目標を達成できているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。 ○ 提出書類の作成支援がどのように進められているか。 ○ 提出書類及び記載項目が以前と比較して簡素化が図られているか。なお、手続きについては、法令等により一定の制約があることを考慮する。 ○ 業務委託先への業務指導を徹底し、窓口相談、届出受理の機能強化が図られているか。 ○ 年次計画が定められ、共済契約者の事務担当者に対する研修会が年次計画どおりに開催されているか。 	<p>【平均支給期間】 #76</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 退職手当金の請求書受付から支給までの平均処理期間（中期目標7.5日）については、平成17年度において84.2日（平成16年度101.7日）、請求件数の増加に伴う退職手当金支給額に係る予算不足の影響を除外した場合には57.2日（平成16年度71.6日）となり、それぞれ前年度より処理期間を短縮することができた。 <p>これは、平成17年度に、請求件数の増加に対応するため、事務処理方法を改善し、書類審査に要する日数を平成16年度より14.8日短縮できたこと等によるものである。</p> <p>【請求書等作成支援システムの提供】 #77</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年度に試験運用を終え、平成17年5月24日から機構ホームページに掲載して本格運用を開始した。これにより、「退職手当金請求書・被共済職員退職届」の記入漏れや記入ミスが減少した。また、平成18年4月からの施行に合わせて、共済法の改正に伴う修正を行い、平成18年3月27日から運用を開始した。 <p>【提出書類の見直し】 #78</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共済法の改正に合わせて、利用者の事務負担の軽減の観点から、届出様式の統合、提出書類や記載事項の簡素化を行った。 <p>【業務指導等の強化】 #79</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務打合会については、共済法の改正を控え、業務委託者への業務指導を徹底するため、10月と2月の2回にわたり開催した（例年1回）。 <p>また、実務研修会への職員の派遣についても、制度改正の周知を図るため、全都道府県において延べ67回に及ぶ研修会に全て派遣し、年度計画の30都道府県を大幅に上回った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平均支給期間は、かなり短縮している。請求書等作成支援システムは、本格運用を開始している。提出書類の簡素化や研修会開催にも積極的に対応している。以上より、目標を十分に上回っているとみられる。 ○ 書類審査日数の短縮については、評価できる。 ○ 事務的簡素化に努力している様子がうかがえる。 	

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績																												
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表すること。</p> <p>なお、中期目標期間の出来るだけ早い時期に事業が見直されるものとすること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためとするべき措置</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表する。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためとするべき措置</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>また、平成17年度が5年に一度の事業の見直しの年に当たることから、国とともに必要な検討を行う。</p> <p>平成16年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で報告書を取りまとめ、国に提出するとともに、同報告書について、①道府県・政令指定都市に対しては、事務担当者会議において報告、②加入者等に対しては、ホームページで公表、③障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成17事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>1,860人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td>1,897人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td>94,908人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td>40,715人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td>6,884,200千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td>9,859,432千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成17事業年度	新規加入者数	1,860人	新規年金受給者数	1,897人	保険対象加入者数	94,908人	年金給付保険金支払対象障害者数	40,715人	死亡・障害保険金額	6,884,200千円	年金給付保険金額	9,859,432千円	<p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>【事業の見直しの検討】 #80</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国において扶養共済制度の見直しの検討が行われたことから、国に対し必要な資料の作成及び情報の提供を行った。 <p>【財務状況の検討と公表】 #81</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年7月26日に財務状況検討会を開催し、平成16年度決算に基づく心身障害者扶養保険財政状況将来予測を取りまとめ、8月8日に国に報告書を提出した。 ○ また、報告書について、以下のとおり、関係者への説明及び情報の公表等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 平成17年10月5日に機構のホームページで公表した。 b 道府県・指定都市に対し、平成17年10月に事務担当者会議を開催（2か所）し、報告した c 障害者関係団体（親の会等）に平成17年11月に説明（2団体）を行った。 <p>なお、当該事業における新規加入者数その他の実績については、次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成17事業年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>1,809人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td>2,214人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td>95,311人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td>41,310人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td>8,015,600千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td>9,976,960千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成17事業年度 (実績)	新規加入者数	1,809人	新規年金受給者数	2,214人	保険対象加入者数	95,311人	年金給付保険金支払対象障害者数	41,310人	死亡・障害保険金額	8,015,600千円	年金給付保険金額	9,976,960千円
区分	平成17事業年度																														
新規加入者数	1,860人																														
新規年金受給者数	1,897人																														
保険対象加入者数	94,908人																														
年金給付保険金支払対象障害者数	40,715人																														
死亡・障害保険金額	6,884,200千円																														
年金給付保険金額	9,859,432千円																														
区分	平成17事業年度 (実績)																														
新規加入者数	1,809人																														
新規年金受給者数	2,214人																														
保険対象加入者数	95,311人																														
年金給付保険金支払対象障害者数	41,310人																														
死亡・障害保険金額	8,015,600千円																														
年金給付保険金額	9,976,960千円																														

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
(1) 業務運営の効率化に関する事項 扶養保険資金の運用については、市場動向を考慮し、中期目標期間中において、安全性を重視した運用に努めること。	(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置 扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。	(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置 扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。	<p>【扶養保険資金の運用】 #82</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養保険資金の運用については、金銭信託契約に基づき、以下のとおり安全性を重視した運用を行い、9.54%の運用利回りとなった。 『運用の資産構成割合実績：平成17年度末』<ul style="list-style-type: none"> ・債券などの安全資産 72.3% 【50%以上】 ・株式、外貨建資産 27.7% 【30%以下】 ・不動産 0% 【20%以下】 <p>(注) 【 】内は、金銭信託契約上の資産構成割合である。</p> ○ また、共同受託者に対して、四半期ごとに運用成績等の報告を求め、市場動向を考慮しつつ、安全性を重視した運用を行うよう指導を行った。 ○ 受託金融機関に支払う信託報酬について、資産残高に対する算定率を定率方式から残高の増加に応じて報酬率を遞減させる方式に改めたことにより、資産残高に対する報酬の比率を0.42%から0.37%（通年ベース）まで低減させた。 <p>（添付資料：22）</p>
(2) 業務の質の向上に関する事項 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図ること。	(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議（年間2か所）を開催する。	<p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>ア 事務の効率化と年金受給者の負担の軽減を図るために、現況届書に添付する住民票の写しの省略について、国とともに検討する。</p> <p>イ 保険料免除加入者等が、年金や弔慰金の請求手続きを失念又は遅延しないようパンフレット等において周知する。</p>	<p>【適正な事務処理の実施】 #83</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現況届書に添付する住民票の写しの省略について国と検討を行い、実施に当たっては扶養共済制度の条例改正が必要なこと等を踏まえ、次回の事業の見直しの時期に併せて行う方針とした。 ○ 保険料免除者等が年金や弔慰金の請求手続きを失念又は遅延しないように、平成17年4月にパンフレット（30,000部）を作成し、各道府県・指定都市に送付し加入者等に対する周知を行った。

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
		<p>ウ 事務担当者会議を2か所で開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。</p>	<p>【事務担当者会議の開催】#84</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度においては事務担当者会議を以下のとおり2か所で開催し、適正に事務処理を行うための留意事項の徹底を図るなど、地方公共団体との連携に努めた。 <p>一 事務担当者会議開催日程一</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 開催日 平成17年10月21日（金） 開催場所 長野県 出席者数 40名 ② 開催日 平成17年10月28日（金） 開催場所 京都府 出席者数 39名 ○ また、事務担当者会議における要望を踏まえ、平成17年12月から地方公共団体への通知に新規加入者の保険料免除開始時期を記載することにより、地方公共団体における事務処理の負担軽減を図った。

評価の視点	自己評定	B	評 定	B
	(理由及び特記事項)	評価項目 11		
○加入者等に対し、財務状況が定期的に公開されているか。				
○金銭信託契約に基づいて安全性を重視した運用が行われているか。	<p>【財務状況の検討と公表等】#81</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務状況については、機構のホームページ等に財務諸表を掲載し、公開している。 また、平成16年度決算に基づく心身障害者扶養保険財務状況将来予測を取りまとめ、国、道府県・指定都市に報告するとともに、障害関連団体への説明、機構のホームページでの公開を実施した。 <p>【扶養保険資金の運用】#82</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養保険資金の運用については、共同受託者からの運用成績等の定期的な報告を受けるとともに、適切な指導を行うことにより、安全性を重視した運用を行い、予定利率を上回る9.54%の運用利回りとなった。 <p>【事務担当者会議の開催】#84</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期計画どおり、事務担当者会議を2か所で開催し、適正に事務処理を行うための留意事項について周知を図った。 			
○地方公共団体の担当者を対象とした事務担当者会議が中期計画どおり開催されているか。				

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)</p> <p>WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためとするべき措置</p> <p>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)</p> <p>WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的とし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年度の介護保険制度の施行に際しては、指定事業者データの蓄積及び利用者への情報提供 ・ 平成13年度の福祉サービスの第三者評価事業の導入に当たっては、第三者評価機関及び受審済事業者の評価結果の情報提供 ・ 平成15年度の障害者支援費制度の導入に当たっては、指定事業者データベースの構築及び利用者への情報提供 ・ その他、社会福祉法人等の情報提供システムやデータベースの構築 <p>等、国の施策を支援するための事業を開拓してきたところであるが、今後、事業の運営に当たっては、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためとするべき措置</p> <p>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)</p> <p>WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p>	<p>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)</p> <p>WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>（添付資料：23）</p>
<p>(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>福祉及び保健医療情報の利用者ニーズに対応するため、効率的な情報提供基盤の整備及び活用に努めること。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置</p> <p>ア WAM NET事業の運営に当たっては、事業の効率的な運用及び管理のために必要な機器等基盤の整備に努める。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置</p> <p>ア 都道府県から介護事業者情報を送信する仕組みについて、一般的インターネット接続環境を利用した送信方法に移行することにより、事業の効率的な運用を図るため、モデル県を選定し、移行試験を実施した上で、移行計画を策定する。</p>	<p>【送信方法移行計画の策定】 #85</p> <p>○ 介護事業者情報の送信方法について、現在と同等のセキュリティを確保したインターネット接続環境を利用する新しい送信の仕組みを構築し、平成18年2月にモデル県において移行試験を実施の上、同年3月に移行計画を策定した。当計画に基づき、平成18年4月以降順次新方法に移行することにより、専用線を廃止し、また、都道府県の庁舎内LANのパソコンからの送信が可能となり、経費の削減及び事務の効率化を図ることができる。</p>

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
	<p>イ 支援費事業者情報システム等については、行政機関や関係団体がWAM NETに直接入力することにより、情報の蓄積、活用が同時に見えるという特性を活かし、情報収集の効率化や利便性の向上を図っているところであるが、今後は、他の事業についてもこのような特性を適用していく。</p>	<p>イ 厚生労働省が構築した看護師等養成所報告管理システムの保守・運用管理を行う。</p> <p>また、今後厚生労働省が計画する福祉保健医療事業の中からWAM NETの特性を活かすことが期待できる事業をリストアップし、WAM NETの利活用の可能性について検討を行う。</p>	<p>【WAM NETの利活用】#86</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省が構築した看護師等養成所報告管理システムの保守・運用管理を平成17年4月から開始とともに、WAM NETを活用して、厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の全国の児童相談所・婦人相談所のネットワークの運用を平成18年3月から開始した。
	<p>ウ 福祉及び保健医療分野において多様で多数の利用者が存在するというメリットやセキュリティの高いインターネットの環境を活かし、他の機関の事務事業について、その執行の便宜性、効率性の観点からWAM NETの基盤を利活用することが有効と判断されるものについて、本事業の目的を損なわない範囲で委託を受け入れること等により収入の確保を目指す。</p>	<p>ウ WAM NETの本来事業の目的を損なわない範囲で収入事業の拡大を図り、バナー広告以外の収入計上を目指す。</p>	<p>【収入確保の実績】#87</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バナー広告については、平成17年度全期間を通じて掲載枠3か所全てに広告掲載を行い、2,628千円の収入を計上した。 　なお、掲載申込が多いため、平成18年度から、掲載枠を3か所から7か所に拡大することとした。 ○ また、バナー広告以外の収入確保のため、介護保険業務管理ソフトの広告の掲載を平成18年2月から開始し、252千円の収入を計上した。 ○ 看護師等養成所報告管理システムの保守・運用管理に係る受託業務収入として、平成17年度に9,000千円を計上した。

評価の視点	自己評定 (理由及び特記事項)	A	評定 評価項目 12	A
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の効率的な運用及び管理のために必要な基盤整備が適切に行われているか。 なお、本事業の遂行に当たっては、厳しい経費削減目標との関係上、可能な範囲での実施となる事情を考慮する。 ○ WAM NETの特性を活かして情報収集の効率化や利便性の向上が適切に図られているか。 ○ 既存コンテンツの見直しを含めた新たな有料コンテンツの構築、又は外部からの業務受託により収入確保につながっているか。 				<ul style="list-style-type: none"> ○ 基盤整備のための計画策定までの進捗状況のようであるが、目標がそこまでであるので、これを達成したといえる。また、有料管理システムの保守管理で収入をあげた点を評価する。 ○ 送信方法の工夫による経費削減を評価する。 ○ 当該事業は極めて重要であり、その内容の充実への試みは理解できた。 ○ 積極的な対応をしている。だが、WAM NETの運用費を考えると、一層の活用とさらなる収入の確保を期待する。以上より、目標には合致しているとみられる。

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） (2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 福祉及び保健医療情報の総合的な情報窓口として、網羅的かつ速やかな情報提供と内容の充実に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 従来の福祉介護分野にとどまらず保健医療分野に至る国の施策に対する支援を基本としつつ、他の機関のホームページ等とリンクを拡張することにより、福祉及び保健医療を網羅する情報の充実に努め、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の医療制度改革に伴う医療機関の情報開示の一環として、行政機関情報の有効利用等による医療機関情報の提供 ・ 利用者の健康管理のための保健医療情報とリンクすることにより、時宜を得た迅速な情報提供 <p>などにより、利用者の利便性の向上を図っていく。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 福祉保健医療分野の行政情報について、厚生労働省と調整を行い、網羅性及び迅速性の更なる向上を図る。</p> <p>また、保健分野の情報の充実等、「福祉及び保健医療情報の総合窓口」としてのWAM NETの今後のあり方についての検討を行う。</p>	<p>【行政情報の網羅性及び迅速性の確保】 #88</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度においては、福祉保健医療分野の最新の行政情報を合計1,474件掲載した。これらの情報については、WAM NETへの迅速な掲載に努めるとともに、このうち482件については、WAM NET利用者の専門性等を考慮し、厚生労働省ホームページに掲載がない全国課長会議資料などの情報について、WAM NET独自の情報として掲載した。 ○ また、その他の情報992件についても、厚生労働省ホームページへの直接リンクを設定することにより、利用者の利便の向上を図り、効率的な情報提供を行った。 <p>【制度改正への対応】 #89</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年10月の介護報酬改定に合わせてWAM NETの介護報酬情報提供システムの改修を行い、11月から改定後の介護報酬情報の提供を開始した。 ○ 平成18年4月の改正介護保険法及び障害者自立支援法の施行に向けて、介護保険事業者情報システム及び支援費事業者情報システムの改修を行い、年度当初から新体系での事業者情報の提供が行えるように準備を完了した。 ○ また、障害者自立支援法の施行に当たり、事業体系の変更に伴うデータ移行方針の策定について厚生労働省に協力し、WAM NETを利用している都道府県・市町村に対してはデータ移行方針に沿って、事業者情報のデータ移行の支援を行った。 ○ 福祉サービス第三者評価制度に関する情報提供について、厚生労働省及び全国社会福祉協議会と調整を行い、評価機関情報と評価結果をWAM NET上で公開するシステムを構築し、平成17年8月から順次運用を開始した。 <p>【WAM NETの今後のあり方の検討】 #90</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の拡大や内容の充実など、WAM NETの今後のあり方について検討を行った。